

# 官報号外

平成十九年五月二十三日

## ○第百六十六回 参議院会議録第一一八号

平成十九年五月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第二十八号

平成十九年五月二十三日

午前十時開議

### 第一 映画の盗撮の防止に関する法律案(衆議院提出)

### 第二 地理空間情報活用推進基本法案(衆議院提出)

### 第三 地方公営企業等金融機構法案(内閣提出、衆議院送付)

### 第四 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第五 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

### 第六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

ます。

### ○本日の会議に付した案件

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

### ○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

### イランにおける人道復興支援活動及び安全確保活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めた

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

以上がこの法律案の提案理由であります。この法律案の内容は、現行法の期限を二年間延長し、施行の日から六年間とするものであります。以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲です。

ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特措法改正案につきまして質問をいたします。二〇〇三年五月の大規模戦闘終結宣言後、既に丸四年が経過いたしました。その間、イラクの復興に向けた様々な取組が進んでいるにもかかわらず、イラクの治安情勢については予断を許さない状態がいまだに続いており、武装勢力による攻撃件数、米軍死者数も三千四百人を超えていたります。さらに、報道によりますと、イラク駐留米軍の物資補給や施設維持、警備などをを行う民間要員までも、今年一月から三月の間に少なくとも百四十六人が死亡、イラク戦争で最悪を記録したとしております。関係者の証言によりますと、イラクで米軍物資を輸送するトラックの車列が攻撃されるのは、かつては全体の一〇%程度だったのが、最近は五〇%から六〇%に増えたとしており、イラクの治安情勢の更なる悪化が懸念されています。

そのような中、国際的にも多くの国々がイラクから既に撤退をし、英國も大幅な兵力削減に踏み切つており、米国ですら上下両院が補正予算にイラクからの撤退期限を明記し、ブッシュ大統領が拒否権を発動する事態に追い込まれるなど、イラクからの撤退を求める議論が日増しに高まっています。ところが、日本政府は、この流れとは逆に、今年七月に期限が来るイラク特措法を二年延長する改正案を提出いたしました。

民主党はかねてより、非戦闘地域をめぐる無理な解釈があることや国連中心の支援体制が不十分であること、戦争の根拠が不明確であることなどから、自衛隊のイラク派遣について反対をしてまいりました。特に、武力行使の根拠とされたイラクによる大量破壊兵器等の破棄義務違反についても、そもそもイラクに大量破壊兵器は存在せず、二〇〇五年十二月にはついにブッシュ米大統領までもその情報の誤りを認めたように、全く根拠の

ないものが明らかになつております。

政府は、そのような不正確な情報に基づき、かつ大量破壊兵器の破棄を義務付けた安保理決議六八七違反と六七八に基づく武力行使が国際法上必ずしも確立された解釈ではなく、さらには安保理決議一四四一においても武力行使を容認しているものではないにもかかわらず、追従的に戦争の支持をしておきながら、全くその責任を総括しておりません。

最近の新聞の社説でも、にもかかわらず正しい判断だったとばかりに言い募るのは知的退廃に近いのではないかと厳しく批判されている有様です。最近は、久間防衛大臣までも、そういう核兵器があるかのような状況でブッシュさんは踏み切ったのだろうと思うのですけれども、私は一つはその判断が間違っていたのではないかと思いますと発言されていますが、一体政府はその過ちをどのくらい認識しているのか、かつその責任はどこにあるのか、塩崎官房長官、お答えください。

衆議院の本法案に対する附帯決議においても、イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うとともにとなつており、さらに久間大臣も、いつでも過去については真摯に検証していくというのは大事なことと発言されております。政府はこのような附帯決議を踏まえ、当時の政府の判断についてどのように検証するおつもりなのか、官房長官にお聞きいたします。

先ほどの久間大臣の発言について、米軍の開戦が間違っていたと言つているわけではないと本人

自身が証明の答弁をされていますが、その場での記者会見での大臣への質問は、現時点でもアメリカが行つたイラク戦争というのはある種の大義のつとつた戦争であつたと考えているのかというのであり、それに対して大臣が、だからと前置きした上で間違つてお答えになつておるわけですから、どう解釈してもこの記者会見の内容

ではブッシュ大統領のイラク開戦の判断は間違つておられたとしか受け取りようがありません。久間大臣はイラクの議連の会長もやつておられるとのことでイラクに対する御造詣は深いわけですから、証明などせず、この戦争は間違つたと正直に認めねばなりませんが、いかがでしょうか。お答えください。

イラクにおいて多国籍軍のヘリコプターや航空機は攻撃の対象であり、実際に航空自衛隊の輸送機と同型の機種が過去にバグダッド郊外で撃墜されています。また、空自輸送機の運航に際しても、色を塗り替え、バグダッド空港にアクロバット飛行のような着陸方法を取つておるわけで、そもそもそれほど危険な場所であるならば行くべきではないと思うわけでございます。実際、私たち民主党的調査団が今月、直接バグダッドに入つて自衛隊の活動状況等を調査しようとしたが、

結局入れなかつた。つまり、バグダッドは空港も含めテロ攻撃等も多発していることを勘案すると、戦闘地域そのものではありませんか。

イラクに自衛隊派遣を決めた小泉総理は、自衛隊の活動するところが非戦闘地域だと発言されました。これは、自分が横断歩道を渡つておるとき

が青信号だという論理であり、とんでもない議論だと思いますが、官房長官、今でもこの乱暴な論理が通ると思っているのでしょうか。お答えください。

政府は特措法延長の理由として、国連や多国籍

軍からの輸送ニーズが引き続きあることを挙げて

おり、その根拠として潘国連事務総長やイラクの

マリキ首相等から継続要請の書簡が寄せられて

いたとしか受け取りようがありません。久間大臣

は法案の閣議決定直前の何と今年三月九、十二、十五の三日置きに立て続けに三本送られてきており

ます。このようにぎりぎりになつてまとめられて送られてくると、本当に先方が自発的に送つてしまふのかどうか勘ぐりたくなりますが、まさか、こちらから送つてくれと頼んだわけではないですよ。

麻生大臣、お答えください。

さらに、輸送の件では、実績として昨年十二月以降は輸送回数こそ五十六回あるものの、輸送重量では合計で二十・五トンと、一回で二十トン近

たり〇・三六トン、つまり三百六十キロの物資しか運んでおりません。この重量は赤帽軽自動車が運行する軽貨物トラックの積載量と大体同じ水準です。

ちなみに、政府説明資料の写真に、C130輸送機の貨物室にこれから積み込まれるであろう荷物が掲載されておりましたが、その荷物は、大き

さは巨大で、とても赤帽トラックが載せておるよ

うな重さではないように見えました。一体政府

が運んでおるのか全く明らかにしない中で

このような写真を掲載し、あたかも毎回大量の人道支援物資が運ばれているような印象を与えるのは極めて問題です。それともこの荷物、重さは大

したことのないのだがかさばるもの、例えば、ア

メリカ人が大好きなボップコーンでも満載して空輸をしているのでしょうか。久間大臣、このよう

な写真を説明で使うことに対していかがお考えで

しょうか、お答えください。

防衛省のいい加減な表現は何も今回だけではあ

りません。例えば、テロ特措法の際は、自衛艦の

国別補給支援回数については棒グラフの長さと回

数が全然合っていないいちばん大切な資料を出すし

さらにインド洋における海上自衛隊の活動範囲を

地図上に示した表でも、範囲が何と陸上にまで上

がつてしまふようなでたらめな地図を持つてきて

見せる。もちろん、これらは私の指摘の後、訂正されました。

されましたが、この法案の審議において、航空自

衛隊の空輸活動の実態について開示要求をしたと

ころ、出てきた書類はほとんど真っ黒に塗られて

いる状態です。

このように、政府は飛行回数と貨物の重量以外

何も公表しないか、あるいは公表しても本当かど

うか分からぬ資料を出されていては、だれを、

どのように、いつ、どこへ運んでいるのか、それ

がイラクの復興支援にどれぐらい役立つているの

か分からぬまま今回の延長案について審議して

くれといつても、審議のしようがないではありませんか。要員の安全確保の観点というのは分から

なくはありませんが、日本国民の血税が使われて

いる以上、またシビリアンコントロールの観点か

(号)外

らも、いつ、どこで、一体何をやつているのかを明瞭かにしないのは極めて問題があると思います。これらがいかに問題であるのかをどれくらい認識しているのか、官房長官、お答えください。

特に、海外における自衛隊の活動状況に関しては、その実態が国民に見えにくい状態であることから、それを考慮に入れる上、より国民に分かりやすい説明をすべきだと思いますが、久間大臣、いかがお考えでしょうか。

報道等によると、現在の輸送支援は、物資輸送よりも多国籍軍、主に米軍の兵員輸送が主な任務であり、人道復興支援活動から安全確保支援活動に比重が移ってきていると言われています。

この輸送実績からするとその報道も裏付けられていますが、久間大臣、いかがでしょうか。率直にお答えください。

また、三月の国連の人員の輸送実績は何名になるのか、久間大臣、お答えください。

今後、イラク問題が一応の解決をした時点で、つまり要員の安全確保が担保されたら情報はすべて公開すべきと考えますが、官房長官、お答えください。

政府は十分に国民に対する説明責任を果たしていない以上、法律を延長するのではなく、むしろ自衛隊の撤収要件を明確にすべきであると思いますが、官房長官、お答えください。

延長期間が二年ということに対して質問いたしました。

冒頭、申し上げましたとおり、国際社会の状況も活動縮小の流れにあること、またアメリカの新

政策で今年十一月には治安権限の移譲を予定していること等を考慮すれば、二年という延長期間は非常に長いと言わざるを得ません。また、延長の理由として国連やイラク政府の要請を掲げておりますが、国連イラク支援ミッションの権限延長は十二月まで、それらがそれぞれ一年単位で延長されるものであることを勘案すると、今回の二年の延長決定は整合性が取れません。仮に延長するのであれば、撤収も含めてきめ細かい判断ができるようになりますが、久間大臣、お答えください。

法律の趣旨からすると、仮に米軍が撤退することになった場合、帰つてくる米兵を乗せることは必ずしも読みにくいと思いますが、久間大臣、どのようにお考えでしょうか。

また、仮にアメリカ軍が撤退した後で、国連の要請あるいはイラク政府の要請があつた場合、航空自衛隊はどうするのでしょうか、久間大臣、お答えください。

さて、今回のイラク特措法については、集団的自衛権の行使に当たるのではないかという議論が再三行われましたが、今回政府は、安全保障

さらに、歴代の法制局長官から、今回の懇談会についてお尋ねがありました。

五月十四日の衆議院テロ・イラク特別委員会に設置について、歴代の首相が集団的自衛権の行使は真っ黒と言っているのを真っ白にするのは至難の業だと疑問が上がっています。これに関し、官房長官、どう思っていますか。

法制局長官にお聞きしますが、これまで集団的自衛権に関する積み重ねてきた政府解釈を変更する方が、いつの間にかありますか。

いわゆる非戦闘地域についてのお尋ねがございました。

さくらの政府の判断ができるのか、公権力を縛る憲法の意味が失われてしまうのではないかとの意見もありますが、見解をお聞かせください。

人類の長い歴史の中で、異国による占領は必ずお互いに深い傷を残します。四年という長きにわたる法律の期限が切れるこの絶好の機会にこそ、政府は速やかに自衛隊を撤収し、イラク支援の在り方を根本から練り直すべきだということを私たち民主党は主張して、質問を終わりたいと思いますが、しかし、場合によつては再質問することを付け加えて、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○國務大臣(塩崎恭久君) 白議員にお答え申し上げます。

まず、対イラク武力行使の支持についてお尋ねがございました。

イラクは、十二年間にわたり累次の国連安保理決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしませんでした。このような認識の下で、我が国は安保理決議に基づき取られた行動を支持したものでございます。

次に、衆議院の附帯決議を踏まえた政府の対応

明確にすべきではないかとのお尋ねがございました。

イラクの復興は我が国の国益に直結しており、我が国は主体的にイラクを支援していくべきです。また、国連やイラクからは謝意表明や継続要請が寄せられており、政府としてはこれらを踏まえ、イラク特措法を延長する必要があると考えます。今後の空自の活動については、イラクの政治、治安状況、国連及び多国籍軍の動向等の諸事情をよく見極め、イラクの復興の状況等も勘案し、適切に判断いたします。

イラク特措法の延長期間についてのお尋ねがございました。

この法律の目的は、イラク再建の努力に対する支援であり、再建には長期的見通しが不可欠でございます。また、イラクの現状にかんがみ、治安の安定化を図り復興を目指す上では、ある程度時間が必要と見込まれます。イラクは今後数年間が国づくりのかぎを握る重要な時期でございます。国連関係者は、今後少なくとも数年間活動を継続する意向を示しており、多国籍軍も早期撤収の可能性は低いと考えられます。政府としては、イラクの復興支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、空自の輸送支援を継続的、安定的に続けるため、延長幅を二年間いたしたところでございます。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の委員の人選についてのお尋ねがございました。

この懇談会には、外交、防衛の実務経験者、政治、外交、国際法、憲法等の学界関係者、経済界の民間有識者等、幅広い分野の代表の方々に参加していただきました。

していただきたいと考えております。委員の方々には、専門的な高い見識の上に、結論を予断することなく、様々な観点から議論を行つていただくことを期待をしているところでございます。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会と集団的自衛権に関する政府見解との関係についてのお尋ねがございました。

この懇談会は、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行うために開催するものでありますけれども、本格的な議論はこれから始まるところでございます。政府としても、結論を予断することなく、委員の方々に様々な観点から検討していただきます。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○國務大臣（久間章生君） 白議員にお答えいたしました。

まず、米国等の対イラク武力行使に関するお尋ねがありました。

累次申し上げておるとおり、政府としては米国等による対イラク武力行使を支持しており、私も

防衛大臣としてこの政府の立場を支持、踏襲しております。

次に、空自の活動についての説明資料に関するお尋ねがありました。

説明資料については、イラク人道復興支援活動に従事している隊員の姿をできるだけ国民に分かりやすい形でお伝えすることは大切なことと考えております。説明に際しては、適切なものとなるだけに努めています。

よう引き続き努めてまいりたいと考えております。次に、海外での自衛隊の活動に関する説明についてのお尋ねがありました。

イラクでの活動を含む海外での自衛隊の活動の姿については、国民の理解と協力を得る観点から姿について公表したいと考えておりますが、部隊の安全確保や運用に配慮しつつ、今後とも国民への分かりやすい説明に努めてまいります。

次に、空自の輸送支援の内容の比重についてお尋ねがありました。

イラクにおける空自の活動は国連や多国籍軍の活動に対する支援などですが、国連はもとより、多国籍軍も公共施設の再建といったインフラ整備に当たるなど復興支援の活動に取り組んでおり、このための空輸は人道復興支援活動に当たります。したがって、多国籍軍に対する支援がすべて安全確保支援活動であるとするることは適切でないと考えております。

次に、国連人員の輸送実績についてお尋ねがありました。

国連人員の輸送実績は、昨年九月六日から十二月の間に延べ五百九十名、本年一月から三月の間に延べ百十六名となっています。この実績については、要員の安全に関する国連の考えを踏まえ、おおむね四半期であれば安全に支障が生ずるリスクはきりぎり許容し得ると我が国として判断し、例外的に開示したものであり、これ以上詳細の実績につきましてはお答えを差し控えさせていただきます。

次に、撤収する米軍の輸送についてお尋ねがありました。

米国を含む多国籍軍は、イラクの安全及び安定の維持等をマンデートとする国連安保理決議に基づき活動しており、このような多国籍軍への空輸支援はイラク特措法上の安全確保支援活動又は人道復興支援活動に当たると認識しています。一般的に申し上げれば、撤収する米軍への空輸支援がイラク特措法上のこれらの活動に該当すれば実施することが可能であります。

最後に、仮に米軍が撤収した後の空自の活動についてお尋ねがありました。

今後のイラクにおける空自部隊の活動については、イラクの政治状況、現地の治安状況、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化等の諸事情をよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して判断していく考えであります。（拍手）

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（麻生太郎君） 潘国連事務総長、イラクのマリキ首相からの書簡についてのお尋ねがあつております。

航空自衛隊の活動につきましては、国連やイラク政府等々とはこれまでも隨時緊密に連絡を取り合つてきております。このようなやり取りや、イラク特措法が本年七月末をもつて期限を迎えることを踏まえ、国連やイラク政府独自の判断で書簡が発出されたと考えております。（拍手）

〔政府特別補佐人宮崎礼壹君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） 政府の憲法解釈についてお尋ねがございました。

官 報 (号 外)

一般論として申し上げますが、憲法を始めとしたします法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであります。政府による、政府の憲法の解釈は、このような考え方方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、その扱いについては慎重でなければならないと考えている旨を政府として従来から述べてきております。

(拍手)

○議長(扇千景君) 白君から再質疑の申出があります。これを許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 改めまして、民主党・新緑風会、白眞勲でございます。

ただいま官房長官からシビリアンコントロールに関する私の質問に対してもお答えがありましたけれども、可能な限りと言ひながら安全に配慮しているということですけれども、私が聞きたいのは、安全に配慮しているのは分かりますけれども、使われているのは日本の要員、資材、税金であります。国会にすら詳細を報告しないのでは、シビリアンコントロールが空文化しませんかということを聞いています。明確に官房長官、お答えください。

それから、久間大臣にお聞きした件につきまして、もう一度お尋ねいたします。

防衛大臣が、核兵器がないという判断は間違つて、

一般論として申し上げますが、憲法を始めとしたします法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであります。政府による、政府の憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、その扱いについては慎重でなければならないと考えている旨を政府として從来から述べてきているところでござります。

ていなかつたという判断で、アメリカの戦争そのものに踏み切つたことについて批評をしたわけではないということを前に答弁でおっしゃつていましたけれども、その件について、実際にこの記者会見の内容からすると、核兵器がないという判断をこの記者会見では話す必要はなくして、ブッシュ大統領はこの戦争をやることを間違つていたということを久間大臣がおっしゃつていたのではないですかとということを聞いているんです。もう一度お答えください。

それと、もう一度防衛大臣にお聞きいたしま

おりますし、また、その情報公開については改善を重ねてきているところでございます。当然のことながら、シビリアンコントロールを利かせながら、しかし一方で、この安全確保と、それから運用等についての配慮ということが必要なわけでございますので、国連とも、それから多国籍軍とも常時意見交換をしながら、できる限りのこの情報公開に努めているところでございます。(拍手)

○議長(扇千景君)　このまましばらくお待ちください。  
白君から再々質問の申出があります。これを許します。白眞勲君。  
（白眞勲君登壇、拍手）

（国務大臣久間章生君登壇、拍手）  
○国務大臣（久間章生君）　白議員にお答えいたし  
ます。

○國務大臣（久間章生君）　白議員にお答えいたします。

私が度々申し上げておりますのは、核兵器があつたということについては、私自身そうは思つていなかつたということを申し上げました。しかしながら、アメリカが戦争に、いや武力行使に踏み切つたこと自体が間違つてゐるかどうかにつきましては、その判断はしていないわけでございまして、それはアメリカが判断したわけでございまし、また、政府としてはそれを総合的に国益を考えて支持するという判断をされたわけでございまして、私はその立場を現在踏襲しております。

○白眞勲君 改めまして、白眞勲でございます。

先ほどの久間大臣の件につきましてもう一度お聞きしますけれども、私は、久間大臣が記者会見で話したことが、アメリカの戦争は誤りだつたということについて、そういうふうに言つているんじゃないんですかということを聞いてゐるわけでありまして、政府の解釈がどうのこうのということを聞いてゐるわけではありません。あのときの久間大臣の発言についてお聞きしているんで、きちんとお答えください。

それともう一点、内閣法制局長官にも伺ひたいと思います。

集団的自衛権に関する政府解釈の変更について

ないということを前に答弁でおっしゃっていましたが、それに踏み切ったことについて批評をしたわけでもないというふうなことをこの記者会見では話す必要はない、大統領はこの戦争をやることを間違っていたということを久間大臣がおっしゃっていたのではないですかということを聞いているんです。もう一度お答えください。

それと、もう一度防衛大臣にお聞きいたします。

私が聞いているのは三月の国連の人員の輸送実績であつて、四半期ごとの輸送実績を聞いているわけではありません。何でその、これは国連からの要請があつて始めた空輸活動であります。それにもかかわらず、何で三月のその輸送実績がお話しできないのか。安全上の配慮というその辺の実態について、四半期だつたら言えて、何で三月だと言えないのか、その辺についてお答えください。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○國務大臣(塩崎恭久君) 白議員から、空白の活動につきましての情報公開、この問題についての再質問がございました。特に、飛行回数や貨物の重量以外の公表をしていない点についての問題とシビリアンコントロールの問題でございました。先ほど申し述べましたとおり、政府としては可能な限りの説明責任を果たしてきていたと思って

おられますし、また、その情報公開については改善を重ねてきているところでございます。当然のところながら、シビリアンコントロールを利かせながら、しかし一方で、この安全確保と、それから運用等についての配慮ということが必要なわけでございますので、国連とも、それから多国籍軍とも常時意見交換をしながら、できる限りのこの情報公開に努めているところでございます。(拍手)

〔國務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○國務大臣(久間章生君) 白議員にお答えいたします。

私が度々申し上げておりますのは、核兵器があつたということについては、私自身そうは思つていなかつたということを申し上げました。

しかしながら、アメリカが戦争に、いや武力行使に踏み切つたこと 자체が間違つているかどうかにつきましては、その判断はしていないわけですが、さいまして、それはアメリカが判断したわけでござりますし、また、政府としてはそれを総合的に国益を考えて支持するという判断をされたわけですがございまして、私はその立場を現在踏襲しておるわけであります。

それから、輸送実績についてでございますけれども、国連の方からもできるだけ細かいことについては公表しないでほしいという要請があつておられます。しかしながら、これはまとめてやるとそれほど問題はございませんけれども、細かくやりますと、どういう月にどこからどこへの輸送が多い少ないかによってやっぱり安全の問題にかかるわってまいりますので、そういう要請だろうと思

（拍手）

○國務大臣久間章生君　私は、アメリカの武力行使に踏み切った判断が間違いだつたという言い方ではなくて、その前提となつた核兵器の保有について、それは違つていたんじやないかと、そ

（白君）

○議長（扇千景君）　このまましばらくお待ちください。

○議長（扇千景君）　白君から再々質問の申出があります。これを許します。白眞勲君。

○白眞勲君登壇、拍手）

○白眞勲君　改めまして、白眞勲でございます。

先ほどの久間大臣の件につきましても一度お聞きしますけれども、私は、久間大臣が記者会見で話したことが、アメリカの戦争は誤りだつたということについて、そういうふうに言つているんじゃないんですかということを聞いているわけであります。政府の解釈がどうのこうのということを聞いているわけではありません。あのときの久間大臣の発言についてお聞きしているんで、きちんとお答えください。

それともう一点、内閣法制局長官にお伺いいたします。

集団的自衛権に関する政府解釈の変更について、さつぱり分からないんです、私、さつきの話ですと。もつと私に分かりやすくお話をいただきたいたい。もう一度御答弁願いたいと思います。

（拍手）

（国務大臣久間章生君登壇、拍手）

ういうことを言つたわけでありまして、そのところについてはそのときの議事録を私も読み直してみました。

以上でございます。（拍手）

〔政府特別補佐人宮崎礼壹君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） 政府の憲法解釈につきまして再度のお尋ねがございました。

現在、開始されております安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会は、検討を行つた結果、成果を総理に報告するものと承知しておりますが、これから検討されることもあり、検討の成果等について現時点でお答えすることは差し控えたいと存じます。

その上で、一般論として申し上げれば、先ほど申し上げましたとおり、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立法の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねがあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも考慮、留意いたしまして論理的に確定されるべきものであります。政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものでありますので、その取扱いにつきましては慎重でなければならない旨、これまで政府とて述べてきているところでありますといふことでございます。（拍手）

○議長（扇千景君） これにて質疑は終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長（扇千景君） 日程第一 映画の盗撮の防止に関する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長伊達忠一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

ます、委員長の報告を求めます。経済産業委員

反対

賛成

二百

〇

反対

(号)外

<p>○山内俊夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成二十年十月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、機構の貸付対象事業を確立並びに情報公開の必要性、貸付けの段階的な縮減と財政力の弱い団体に対する配慮、機構の資金調達能力への懸念と住民サービスへの影響、地方分権推進の視点に立った十年後の見直しの在り方等について質疑が行われました。</p> <p>一方等について質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。</p> <p>討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議が付されております。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>〔山内俊夫君登壇、拍手〕</p> <p>○議長(扇千景君)　これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたします。</p> <p>投票結果</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">賛成</td> <td style="text-align: center;">百九十八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反対</td> <td style="text-align: center;">百八十九</td> </tr> </table> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	賛成	百九十八	反対	百八十九
賛成	百九十八				
反対	百八十九				
<p>○議長(扇千景君)　これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたします。</p> <p>投票結果</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">賛成</td> <td style="text-align: center;">百九十九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反対</td> <td style="text-align: center;">〇</td> </tr> </table> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	賛成	百九十九	反対	〇	<p>果を御報告いたします。</p> <p>本法律案は、水産資源の増大等を図るために、適切な地方負担の下に国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようになるとともに、漁港施設の機能の高度化を図るために、構造改革特別区域法に基づく漁港特区制度を全国において実施できるようにするための規定の整備等を行ふものであります。</p> <p>委員会におきましては、沖合海域の資源悪化の原因と国が行う漁場整備による資源回復効果、次期漁港漁場整備長期計画と離島を始め中小漁港・漁村の整備方針、漁港施設の民間貸付けをめぐる対応状況、漁業構造改革への対応を踏まえた水産基盤整備予算の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。</p> <p>質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告を申し上げます。(拍手)</p>
賛成	百九十九				
反対	〇				
<p>○議長(扇千景君)　日程第四　漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。</p>	<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(扇千景君)　日程第五　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。</p>				
<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(扇千景君)　日程第四　漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長加治屋義人君。</p>	<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(扇千景君)　日程第五　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。</p>				
<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(扇千景君)　日程第四　漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長加治屋義人君。</p>	<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(扇千景君)　日程第五　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。</p>				

外務大臣に対し質疑を行うとともに、沖縄県に委員を派遣し関係地方自治体との意見交換及び米軍基地の視察を行い、さらに、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、米軍再編の背景と今後の日米同盟の在り方、再編実施に当たっての地元自治体の理解と協力、再編に係る我が国の経費負担総額、再編交付金の交付基準の明確化、我が国が負担するグアム移転経費の積算根拠と経費の抑制、日米間のグアム移転経費に係る合意と国会承認条約との関係、国際協力銀行によるグアム移転事業に対する出資、融資と資金回収の可能性などがありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の柳田理事、日本共産党的緒方委員、社会民主党・護憲連合の大田委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、再編実施に当たり地元住民・自治体の意見を十分尊重することなど六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（屬千景君） 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。喜納昌吉君。

〔喜納昌吉君登壇、拍手〕

○喜納昌吉君 私は、民主党・新緑風会の喜納昌吉です。

我が会派を代表して、米軍再編特措法案への反対討論を行います。

政府は、本法案提出の意義について、国として在日米軍再編に取り組む姿勢が明確となり、日米関係にとつてもプラスになるとしています。しかし、巨額の思いやり予算に加え、さらに他国にある他国の基地、すなわち米国の司令部戸舎や隊舎の建設費用まで出費することは世界的にも例がない、さすがに国民の理解を得られません。これで

は傭兵国家に成り下がつたと思われても仕方がないでしよう。日本の外交防衛の弱さはアイデンティティーのなさにあると常々考えておりました

が、今回も同じ過ちを犯してしまいました。米軍に日本防衛の役割の一端を担つてもらう以上、負担は避けられないという意見もあることは承知しております。しかし、公開された米国公文書により明らかになつた沖縄返還密約の疑惑を国民に明確に説明もしないままの状態で、何の理念もなく無原則に負担するようなことがあつてはなりません。政府は相変わらず米国の機嫌を取るばかりで、どこまで日本が負担するかについての理念と基準があいまいになつております。

我が会派議員は、質疑において、移転、再編の全容、費用、日本の経費負担を明らかにするよう繰り返し求めましたが、政府からは誠意ある回答がついに示されず、説明責任は全く果たされませんでした。

在沖海兵隊のグアム移転経費について、日本側が負担する家族住宅は一戸当たり八千万円にもなります。同僚議員の指摘によると、グアム海軍基地でスリーベッドルームの家族住宅が一戸当たり二千万円程度で落札されているということです。

どうのように見積もれば実態の四倍にもなるのでしょうか。久間防衛大臣は、米側の見積りで概算であると答え、日本国民への説明責任を何ら果たさずはしなかつたのです。また、グアム移転に係る費用の融資、出資を國際協力銀行を通じて行う特例措置は、会計検査院によるチェックの枠組みもないままに数十年にわたつて事業が続くことになるのです。米国の言いなりに国民の税金から資金を提供し、チェックするなされない事態は異常です。

国内で、在日米軍の再編に伴い負担が増加する地元自治体に交付される再編交付金も問題です。相も変わらず箱物公共事業を増やすことは、その維持・運営経費のために地方自治体の財政悪化の一因ともなっています。我が国の財政が火の車であるのは周知の事実です。交付対象となる再編関連特別事業により不必要なものを造り、地元の建設業者がもうかるというような無駄遣いは断じて許されません。

再編交付金については、自治体の受入れ表明を交付の条件とすることが想定されており、国民の税金の使い方として問題があると言わざるを得ません。また、交付金に係る事項は政令委任が多く、このままでは国会の関与なくして金を出す権限を全面的に政府に与えてしまうことになり、透明性を欠き、極めて不適切と言わざるを得ません。

安倍総理は、「美しい国、日本」を標榜しています。しかし、現在の地球を取り巻く状況を考えれば、日本一国だけが地球上で美しく存在できることはあり得ません。そして、美しい地球を破壊する最たるもののが戦争であることに気付かなければなりません。「美しい国、日本」を標榜するなら

## (号外)

ば、日本が戦争の道ではなく平和の道を選択することではないでしょうか。

しかし、安倍政権が発足して以来、教育基本法改正、憲法九条の改正をねらった国民投票法案の可決、賛成派ばかりを集めた集団的自衛権に関する懇談会の発足など、ベクトルは戦争の方向に向いていると言わざるを得ません。「美しい国、日本」をつくるためには、傷付き、病み疲れたこの母なる地球を輝く惑星に再生していくベクトルに切り替えなければなりません。そのために京都議定書は採択されたのではないでしようか。

総理は、愛国心という言葉もよく使います。この愛国心には、国家だけじゃなく、国民も含まれなければなりません。国家だけの愛国心では、政治家や官僚といった選ばれた者たちへの愛となり、独裁的なものになってしまいます。愛とは相互に関係し合うものです。一方通行の愛を無理強いることは、まるでストーカーのように平等と民主主義をイラクに押し付けたブッシュ政権のようです。愛国心とは地球的規模で人類の愛に目覚めたものでなければなりません。

自公政権は、国民投票法案は手続法案であり、それを作る自体は間違いではないと言います。問題は、サンフランシスコ講和条約で日本を独立させることを想定しながら、憲法九十八条の最高法規に日米安保遵守を規定した条約条項が盛り込まれたことであります。そこに護憲派の言う稚拙で拙速な憲法改正につながる国民投票法案に対する反対の心理があり、ここに日米安保の不平等性が寝ていています。

事実、アメリカの憲法の中には条約条項はな

く、憲法の枠外に規定されているのみです。そのことは、改憲派が言う立法の不作為ではなく、米

国の深謀遠慮な作為としか思はざるを得ません。憲法九条を核として、前文を理念として、護憲や改憲の立場を超えて、米国の縛りによる憲法植民地からの憲法の独立を成さねばならないと思つております。

冷戦後の在日米軍不要論に対し、在日米軍司令官のスタッフボーリーは、選民思想を持つ日本人が再武装しないように瓶のふたとして我々はいると言いました。それは日本民族のアイデンティ

ティーのきばに対する米国の本音を代弁したものでしよう。

今回の米軍再編でその瓶のふたが開けられるこ

とは、アイデンティティーのきばを抜かれた自衛隊が米国のコントロールの中に完璧に組み込まれたことを意味しています。護憲派も改憲派もそのことに気付かなければならぬ。瓶のふたは、アメリカの栓抜で抜くんじゃなく、日本のアイデンティティーの栓抜をもつて開けなければならないのです。

安倍総理が戦後レジームからの脱却と言つながら、勤勉な日本人が築いてきた高度な技術や富の結晶を、戦争に向けるのではなく、地球の再生に向けることが新しいレジームではないでしよう

が、勤勉な日本人が築いてきた高度な技術や富の結晶を、戦争に向けるのではなく、地球の再生に向けることが新しいレジームではないでしよう

か。今回の辺野古現況調査に海上自衛隊掃海艇「ぶんご」が出動したことは、我が沖縄にとつてはブルドーザーと銃剣による占領をほうふつさせ、薩摩の侵略を思い起させます。私たち沖縄から見ると、この背後には自公政権をはるかに超えた

日米同盟政権が見え隠れします。この辺は、自公

政権はよく判断してください。

那覇空港から市内に向かつたとき、右には自衛隊基地の金網、左には米軍基地の金網があります、金網。沖縄の基地負担の軽減と言うならば、この基地を撤去し、守礼の国沖縄にふさわしい平

和の門に切り替え、地政学的転換を図ることで

す。そして、沖縄を金網から解き放ち、諸悪の根

源である国境主義から独立させ、世界に人類のひ

な形としてプレゼントすることを願います。

これで、私の本法案に対する反対討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大石正光君登壇、拍手〕

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の実施等に伴い、海洋環境の保全を図るために、廃棄物等を海底の下に廃棄することを禁止するとともに、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、海底下廃棄の許可の審査基準、貯留地点からの二酸化炭素の漏えいの可能性と海洋環境への影響、二酸化炭素排出削減策の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

反対 よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成 投票総数  
二百 八十八

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており  
ます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君） これより採決をいたします。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(鷹千景春) 挑戦の結果を報告いたしま  
す。

投票總數  
百九十九  
一百一

反對贊成  
九十九

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

卷之三

○議長(國千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

出席者は左のとおり。

議員  
議長  
副議長  
扇今泉  
千景君昭君

近藤 正道君 浜田 昌良君

卷之三

澤	鰐淵	洋子君	浮島とも子君	大田	昌秀君	渡辺	雄二君	小池	正勝君	岸	昭男君
高野	博師君	鶴保	庸介君	加藤	修一君	松	あきら君	山内	俊夫君	荒木	清寛君
西田	実仁君	福島	みずほ君	世耕	弘成君	福島	みずほ君	山本	清彦君	山本	山本
林	芳正君	武見	敬三君	魚住裕	一郎君	山下	栄一君	草川	昭三君	吉村剛	太郎君
浜四津敏子君	浜四津敏子君	浅野	勝人君	河合	常則君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中川	義雄君	北川イッセイ君	北川イッセイ君
白浜	一良君	溝手	顕正君	荻原	智司君	椎名	一保君	秋元	司君	関口	昌一君
大仁田	厚君	山本	順三君	山本	順三君	未松	信介君	中村	博彦君	岡田	直樹君
常田	享詳君	小泉	有村	岡田	雅治君	野村	哲郎君	岡田	直樹君	岡田	えり子君
小泉	昭男君	遠山	小泉	小泉	小泉	高野	鶴保	山内	山内	岸	宏一君

佐藤	田浦	直君
岩永	魚住	浩美君
市川	北岡	汎英君
佐藤	佐藤	國臣君
秦三君	秀二君	
清水嘉与子君	鴻池	
祥肇君	片山虎之助	
松山	松山	
政司君	長谷川憲正	
岸	龟井	
藤井	郁夫君	
西島	信夫君	
伊達	基之君	
忠一君	英利君	
野上浩太郎君	英利君	
中島	啓雄君	
山下	英利君	
松村	龍二君	
矢野	哲朗君	
太田	豊秋君	
谷川	秀善君	
橋本	聖子君	
陣内	孝雄君	
倉田	昭子君	
尾立	寛之君	
源幸君		

富岡由紀夫君 鈴木 陽悦子  
藤本 祐司君 那谷屋正義君 下田 敦子君 柳澤 光美尹  
森 ゆうこ君 主演 了吾 横山君 大塚 耕平君  
工藤堅太郎君 櫻井 充尹 浅尾慶一郎君 増子 輝彦君  
北澤 俊美君 直嶋 正行君 和田ひろ子君 高嶋 良充君  
江田 五月君 幸中和歌子君 山下八洲夫君 林 久美子君  
郡司 彰君 小林美恵子君 紙 智子君 津田弥太郎君 水岡 俊  
鈴木 寛君 井上 哲士君 神本美恵子君

松下 荒井 広幸 喜納 芝 白 小林 足立 信也  
新平君 嘉納 昌吉君 博一 眞勲君 正夫君  
平君 喜納 昌吉君 博一 眞勲君 正夫君  
喜納 昌吉君 博一 眞勲君 正夫君

官 報 (号 外)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)(参第

九号に關

大異

記した。

地理空間情報活用推進基本法案(衆第三二一號)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員

云に付託した。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(闇法第五八号)

内閣委員会に付託

## 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締

結について承認を求めるの件(閣条第五号)

## 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の 締結について（承認文書）（開き略）

千九百九十九年三月二十六日ごハリガで作成さ  
緒緒に二いて承認を求めるの件(閣案第六号)

られた武力紛争の際の文化財の保護に関する千九

## 百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結に

ついて承認を求めるの件(閣条第七号)

外交防衛委員会に付託

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第  
九〇号)

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 方(号)

## 部を改正する法律案(閣法第九一號)

## 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を

## 改正する法律案(閣法第九二号)

文教科学委員会に付託  
可日議員から次の質問主意書が提出され。二。

由議員から次の質問主意書が提出された

久保勉君提出) (第三八号)

—  
—

歯科技工士学校に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第三九号)		法務委員 辞任 岡田 広君		農林水産委員 辞任 犬塚 直史君		経済産業委員 辞任 藤末 健三君 (藤末健三君の補欠)	
歯科工物の分類に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第四〇号)		日本国内における未承認の歯科材料に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第四一号)		日本国内における未承認の歯科材料に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第四二号)		同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
米軍再編計画に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第三五号)		沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第三六号)		日本国憲法の理念の諸外国への紹介に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三七号)		平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	
同日議長は、マフムード・アル・マシュハダーニー・イラク共和国国民議會議長より、同国国民議会において発生した爆発テロ事件による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		同日議長は、マフムード・アル・マシュハダーニー・イラク共和国国民議會議長より、同国国民議会において発生した爆発テロ事件による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
内閣委員		文教科学委員 辞任 秋元 司君		財政金融委員 辞任 川口 未松		国土交通委員 辞任 小川 信介君	
総務委員 辞任 河合 常則君		厚生労働委員 辞任 木俣 佳丈君		環境委員 辞任 岸 信夫君		農林水産委員 辞任 西田 吉宏君	
山本 順三君		岸 岸 岸		西田 吉宏君		経済産業委員 辞任 高橋 千秋君	
澤 雄二君		木俣 小川 小泉		江田 五月君		小川 勝也君	
高橋 千秋君		廣田 一君		中川 雅治君		木俣 佳丈君	
澤 雄二君		水岡 俊一君		川口 順子君		犬塚 直史君	
西田 実仁君		厚生労働委員 辞任 西島 英利君		福島啓史郎君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		新君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		松村 祥史君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		小池 正勝君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		江田 五月君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		未松 信介君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		川口 順子君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		中川 雅治君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		高橋 千秋君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		未松 信介君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		川口 順子君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	
西田 実仁君		岸 信夫君		中川 雅治君		若林 索樹君	
澤 雄二君		岸 信夫君		高橋 千秋君		山崎 正昭君	

官報 (号外)

<p>告書</p> <p>一部を改正する法律案(閣法第一六二号)審査報告書</p> <p>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第二七二号)審査報告書</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三二号)審査報告書</p> <p>同日議員から次の質問主意書が提出された。</p> <p>イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書 (小池晃君提出)(第四二一号)</p> <p>同日内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>参議院議員井上哲士君提出舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問に対する答弁書(第三四四号)</p> <p>同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十八年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十九年度水産施策」についての文書を受領した。</p> <p>映画の盗撮の防止に関する法律案</p> <p>右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>平成十九年五月十日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p> <p>映画の盗撮の防止に関する法律(目的)</p> <p>第一条 この法律は、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることから、映画の盗撮を防止するため必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与することを目的とする。(映画の盗撮に関する著作権法の特例)</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十九年五月二十二日</p> <p>経済産業委員長 伊達 忠一</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p>	<p>要領書</p> <p>一 上映 著作権法(昭和四十五年法律第四八号)第二条第一項第十七号に規定する上映をいう。</p> <p>二 映画館等 映画館その他不特定又は多数の者に対して映画の上映を行う会場であつて当該映画の上映を主催する者によりその入場が管理されているものをいう。</p> <p>三 映画の盗撮 映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画(映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立つて観衆から料金を受けずに上映が行われるもの)を含み、著作権の目的となっているものに限る。以下単に「映画」という。)について、当該映画の影像の録画(著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。)又は音声の録音(同項第十三号に規定する録音をいう。)をすること(当該映画の著作権者の許諾を得てする場合を除く。)をいう。</p> <p>(映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p> <p>地理空間情報活用推進基本法案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十九年五月二十二日</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p> <p>内閣委員長 藤原 正司</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにから、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の</p>
---	--

推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

### 地理空間情報活用推進基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年五月十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

### 目次

#### 地理空間情報活用推進基本法

第一章 総則(第一条～第八条)  
第二章 地理空間情報活用推進基本計画等(第九条～第十一条)

第三章 基本的施策

#### 第一節 総則(第十二条～第十五条)

第二節 地理情報システムに係る施策(第十六条～第十九条)

第三節 衛星測位に係る施策(第二十条・第二十一条)

### 附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施

策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地理空間情報の活用の推進により、地理空間情報の

活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)

二 前号の情報に連付けられた情報

2 この法律において「地理情報システム」とは、地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空

間情報を電子計算機を使用して電子地図(電磁的方式により記録された地図をいう。以下同じ。)上で一體的に処理する情報システムをい

う。

3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理

空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基

準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画そ

の他の国土交通省令で定めるものの位置情報

(国土交通省令で定める基準に適合するものに

限る。)であつて電磁的方式により記録されたもの

のをいう。

4 この法律において「衛星測位」とは、人工衛星

から発射される信号を用いてする位置の決定及び該位置に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。

5 地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るために不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理

情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことと旨として行われなければならない。

6 地理空間情報の活用に関する施策は、地理情報システムが衛星測位により得られる地理空間情報を活用するまでの基盤的な地図を提供し、衛星測位が地理情報システムで用いられる地理空間情報を安定的に提供するという相互に寄与する関係にあること等にかんがみ、地理

情報システムに係る施策、衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

7 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もつて経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならぬ。

8 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する提案及び創意

にかんがみ、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保することを旨として講ぜられなければならない。

4 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、国及び地方公共団体がその事務又は事業の遂行に当たり積極的に取り組んで実施することにより、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られ、もつて国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものでなければならぬ。

5 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もつて行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならない。

6 地理空間情報の活用に関する施策は、地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するものでなければならない。

7 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もつて経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならぬ。

8 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間

# 官報（号外）

<p>工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。</p> <p>9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第八条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>第二章 地理空間情報活用推進基本計画等(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)</p> <p>第九条 政府は、地理空間情報の活用の推進の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 地理情報システムに係る施策に関する事項</p> <p>三 衛星測位に係る施策に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項</p> <p>3 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>4 政府は、第一項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(連携の強化)</p> <p>第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効</p>	<p>果的な推進が図られることにかんがみ、これら者の間の連携の強化に必要な施策を講するものとする。</p> <p>9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第八条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>第二章 地理空間情報活用推進基本計画等(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)</p> <p>第九条 政府は、地理空間情報の活用の推進の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 地理情報システムに係る施策に関する事項</p> <p>三 衛星測位に係る施策に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項</p> <p>3 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>4 政府は、第一項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(連携の強化)</p> <p>第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効</p>	<p>果的な推進が図られることにかんがみ、これら者の間の連携の強化に必要な施策を講するものとする。</p> <p>9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第八条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>第二章 地理空間情報活用推進基本計画等(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)</p> <p>第九条 政府は、地理空間情報の活用の推進の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 地理情報システムに係る施策に関する事項</p> <p>三 衛星測位に係る施策に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項</p> <p>3 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>4 政府は、第一項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(連携の強化)</p> <p>第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効</p>
--	--	--

## (基盤地図情報等の円滑な流通等)

第十八条 国及び地方公共団体は、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用に資することにかんがみ、基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量

に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供その他の地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、国民、事業者等による地理空間情報の活用を促進するため、技術的助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地理情報システムに係る研究開発の推進等)  
第十九条 国は、地理情報システムの発展を図るため、研究開発の推進、その迅速な評価、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十二日

総務委員長 山内 俊夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、

公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公

共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う

地方公営企業等金融機関を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第二十一条 国は、衛星測位により得られる地理空間情報を活用するため、衛星測位に係

る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証を推進するとともに、その成果を踏まえ、衛星測位の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方財政が巨額の借入金残高を抱えている現状にかんがみ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。また、国から地方へ税源移譲を行なうなど地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限努力するとともに、地方公営企業について経営の透明性を高める等の改革に向けた取組を進めること。

二、地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機関(以下「機構」という。)の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構が市場から持続的・安定的に資金を調達できるよう、財務基盤の充実強化を図るとともに、出資については、原則として全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。

三、機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定及び業務の重点化に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、資金調達能力に乏しい地方公共団体に配慮するなど地方公共団体のニーズを十分踏まえること。

四、機構の理事長の選任に当たっては、代表者会議が広く人材を求めるよう、適切な助言に努めること。あわせて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。

五、機構においては地方公共団体が資金の貸し手であり、かつ借り手ともなることから、貸付けに当たっては、規律ある経営を確保するため、経営審議委員会等における審査体制を確立すること。

六、機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱い等については、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

また、平成二十九年度末を目途とする業務の在り方全般に係る検討の結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊



く、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

### 第三章 代表者会議

(代表者会議の設置及び組織)

第十四条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行政、経済、金融、法律又は会計に関する高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織

がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。

(代表者会議の権限)

第十五条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決

を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更

### 四 決算

五 役員の報酬及び退職金

六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況

3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任命)

第十六条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

4 委員の任期は、議長が代表者会議の同意を得て任命する。

5 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第十七条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

第十九条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第二十条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 代表者会議の委員

(役員の解任)

2 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行つ。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事長に解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十二条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)  
第二十四条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

## (代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

## (職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

## (役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第五章 業務

## (業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 公営企業に係る地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間ににおいて特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。  
二 同じ。の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募  
三 公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け  
四 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

## 五 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。

一 水道事業  
二 交通事業  
三 病院事業  
四 下水道事業  
五 公営住宅事業(地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。)  
六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の經營に伴う収入をもつて充てる事業のうち、政令で定めるもの

3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第三条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間ににおいて特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。

6 その他の定款で定める事項

7 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号から第二号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。

の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう

に定めなければならない。

2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。

3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができる。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。

6 その他の定款で定める事項

7 球會は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

## 第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。

2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねことができない。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。

6 その他の定款で定める事項

7 球會は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねことができない。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。

6 その他の定款で定める事項

7 球會は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

か、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。

## 第六章 財務及び会計

### (事業年度)

第三十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第三十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

(以下この条において「予算等」という。)を作成しなければならない。

2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。

3 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。

(企業会計原則)  
第三十五条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)  
第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する

書類その他総務省令で定める書類及びこれらとの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付さなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による提出後、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録)であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいふ。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金は、債券等の償換により生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての前条第一項の提出の時までとする。

4 代表者会議は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 機構は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

5 第三項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所に

おいて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

て監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

### (金利変動準備金)

第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公営企業等金融機関債券及び長期借入金の償換え(次項において「債券等の償換」という。)によつて収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金額を金利変動準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金

は、債券等の償換により生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

4 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

第三十九条 機構は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

5 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 機構は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

6 公認会計士法の規定により、財務諸表について

(地方公営企業等金融機関債券の発行)

2 機構は、地方公営企業等金融機関債券(以下「機構債券」という。)を発行することがで

2 機構債券(当該機構債券に係る債権が第四十二条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、機構債券に關し必要な事項は、政令で定める。(地方公共団体による保証)

第四十一条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、機構の機構債券に係る債務について保証することができる。

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)

第四十二条 機構は、機構債券に係る債務(前条の規定により地方公共団体が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第四十三条 機構は、その業務に必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託)

第四十四条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

第四十五条 機構は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関へ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号に規定する公営企業健全化基金)

四 公営企業健全化基金の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(公営企業健全化基金)

第五十六条 機構は、地方債の利子(第二十八条第二項に規定する公営企業のうち住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるものに係る同条第一項第一号又は第三項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。)の軽減に資するために、地方財政法第三十二条の二の規定による納付金(以下この条において「納付金」という。)を積み立てるための基金(以下「公営企業健全化基金」という。)を設けなければならない。

(公営企業健全化基金の管理に関する事項)

第五十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めることにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関へ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号に規定する公営企業健全化基金)

四 公営企業健全化基金の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(公営企業健全化基金)

第五十六条 機構は、地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剩余额があるときは、これを公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

六 公営企業健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

(公営企業健全化基金の管理に関する事項)

第五十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めることにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

二 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならぬ。

三 公営企業健全化基金に係る経理については、総務省令で定めることにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

四 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

五 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益(以下この条及び次条において「基金運用益」という。)は、総務省令で定めることにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならぬ。この場合において、当該基金運用益

二二一





官 報 (号 外)

十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行うものとする。

第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額(次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。)に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。

機構は、平成二十一年度から平成二十九年度までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金

に積み立てるため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度とする一般勘定に繰り入れるものとする。

11 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第十二条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の二第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額(次項において「承継時基金額」という。)は、機構の公営企業健全化基金に充てるべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に対し納付されたものとする。

12 機構は、公営企業健全化基金に属する現金については、附則第十三条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。

14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(承継される財産の価額)

(次項において「承継財産」という。)の価額は、  
評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしよう  
とするときは、平成二十年十月一日現在における  
承継財産の時価を基準とするものとする。た  
だし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘  
案して時価によることが適当でないと認めるとき  
は、承継財産の時価によらないことができ  
る。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その  
他評価に関し必要な事項は、政令で定める。  
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十一条 附則第九条第一項の規定により機構が  
承継する公営企業債券に係る債務について附則  
第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融  
公庫法第二十六条第一項又は第三項の規定によ  
り政府がした保証契約は、その承継後において  
も、当該公営企業債券に係る債務について從前  
の条件により存続するものとする。

2 附則第九条第一項の規定により機構が承継す  
る公営企業債券に係る債務について国際復興開  
発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に  
関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)。附  
則第十六条第一項及び第二項において「外資受  
入法」という。)第二条第二項又は第三項の規定  
により政府がした保証契約は、その承継後にお  
いても、当該公営企業債券に係る債務について  
従前の条件により存続するものとし、当該保証  
契約に係る公営企業債券の利子及び償還差益に  
係る租税その他の公課については、なお従前の  
例による。

（非課税）	<p><b>第十二条</b> 附則第九条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う業務の特例等）</p>
5	<p><b>第十三条</b> 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務のほか、附則第九条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（以下「公庫債権管理業務」という。）を行うものとする。</p>
6	<p>機構が公庫債権管理業務を行う場合には、公庫債権管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。</p>
7	<p>機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務並びに公庫債権管理業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）と管理勘定との間において資金を融通することができる。</p>
8	<p>機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が</p>

(号外)

発行した公営企業債券(当該公営企業債券の借換のため発行した機構債券及び借換えたための長期借入金を含む。)の借換え(次項において「公営企業債券の借換え」という。)によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならぬ。

6 公庫債権金利変動準備金は、附則第九条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れる場合又は公営企業債券の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

7 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令・財務省令で定める。

8 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

9 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

10 機構は、公庫債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとする。

(公庫債権金利変動準備金等の帰属)

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

(公庫債権管理計画)

第十五条 機構は、毎事業年度、公庫債権管理業務を実施するための計画(以下この条において「公庫債権管理計画」という。)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかるらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、前条第二項第一号の基本方針に従つて機構が発行する機構債券(附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券又は機構が発行した機構債券で、その債務につき政府が保証したもの)の借換えのために発行する機構債券に限る。)に係る債務(外資受入法第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 長期借入金及び機構債券の償還計画 方針

二 長期借入金及び機構債券の償還計画

三 収支計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 その他総務省令・財務省令で定める事項

3 総務大臣及び財務大臣は、第一項の認可をし

た公庫債権管理計画が前項第一号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その公庫債権管理計画の変更を命ずることができる。

4 機構は、第二項第一号の基本方針に従つて長期借入金をし、又は機構債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(政府保証)

第十七条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。

ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(重要な財産の処分等の制限)

第十八条 機構は、管理勘定に属する重要な財産で総務省令・財務省令に定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。ただし、附則第十五条第二項第五号の計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(財務大臣への届出等)

第十九条 機構が公庫債権管理業務を行う場合については、第三十一条第一項、第三十四条第二

項、第三十六条第一項及び第四十八条中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び財務大臣」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(公庫債権管理業務に係る報告及び検査等)

第二十条 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に立入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、公庫債権管理業務の改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 機構は、前項の規定による総務大臣及び財務大臣の求めがあったときは、速やかに公庫債権管理業務の運営の改善その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(公庫債権管理業務に係る財務大臣との協議)

第二十一条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款のうち同条第一項第七号

及び第九号に掲げる事項で公庫債権管理業務に係る部分

二 第十条第一項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款及び事業計画書のうち公庫債権管理業務に係る部分

三 第八条第三項、第三十一条第二項、第三十五条第一号及び第二号並びに第四十九条の規定により総務省令を定めようとするとき

当該総務省令のうち公庫債権管理業務に係る部

分

(残余財産の帰属)

第二十二条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額(当該金額が処分上限額を超える場合にあっては、処分上限額)は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するために地方公共団体の公営企

業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を行う仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおその金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定める金額及び同条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額のいずれか少ない金額をいう。

(罰則)

第二十三条 附則第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員

又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(公営企業金融公庫法の廃止)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第四項、第五十五条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条の規定により総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 附則第十五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 附則第十五条第四項又は第二十条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(検討)

第二十五条 政府は、平成二十九年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一體的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行った場合は、

総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならぬ。

ならない。

(公営企業金融公庫法の廃止)

第二十六条 公営企業金融公庫法は、廃止する。

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法(以下この条及び次条において「旧公庫法」という。)第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券(当該公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「地方公営企業等金融機関は」とする。

3 旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子(旧公庫法附則第十項の規定又は旧公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。次項において同じ。)は、第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなして、同条及び第四十七条の規定を適用する。

4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第十六条第一項に規定する地方債の利子とみなされた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子の軽減に要する費用のうち総務省令で定めるところにより算定した額を一般勘定から管理勘定に繰り入れるものとする。





港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるものに限るものとする。

一 我が国の排他的経済水域において施行されるものであること。

二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源又は同条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源のうち、これらの資源の数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

三 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認められるものであること。

3 前項の政令においては、第一項第二号に掲げたる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

第十九条第七項中「ついては」の下に「第二項及び」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同

項とし、同条第四項中「ついては」の下に「第一項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同

の次に次の二条を加える。  
(市町村の分担金)

第二十条の二 前条第二項の規定により都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができること。

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画(第四条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 第十九条の二第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四項 第二十条第一項中「特定漁港漁場整備事業」の下に「のうち第四条第一項第一号に掲げる事業」を加え、同条第五項中「第一項又は第三項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「国以外の者」を「地方公共団体又は水産業協同組合」に改め、同項を同条第五項とし、同

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の同意を得るとともに、当該都道府県の議決を経て定めなければならない。

3 第三十七条第一項ただし書中「又は漁港管理規程によつてする場合」を「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸付けをする場合」に改め、同条の次に次の二条を加える。

4 国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかるらず、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が

のである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めることは、その認定をするものとする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、当該認定の申請内容の公告、縦覧その他の次項の貸付けが公正な手続に従つて行われるこ

とを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかるらず、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が

第一項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべき」とを勧告することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附則第二項中「第二十条第三項又は第三項」を「第二十条第四項又は第五項」に改める。

附則第三項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

附則第四項中「第四条第一号」を「第四条第一項第二号」に、「第二十条第二項、第三項又は第六項」を「第二十条第四項、第五項又は第六項」に改める。

附則第四項中「第四条第一号」を「第四条第一項第二号」に、「第二十条第二項、第三項又は第六項」に改める。

附則第三項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

附則第二項中「第二十条第三項又は第三項」を「第二十条第四項又は第五項」に改める。

附則第二項中「第二十条第二項、第三項又は第六項」に、「第二十条第四項、第五項又は第六項」を「第二十条第六項」に改める。

附則第七項中「第二十条第二項又は第三項」を「第二十条第四項又は第五項」に改める。

附則第八項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

(後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二条 後進地域の開発に關する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十号中「漁港」の下

に「及び漁場」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中漁港漁場整備法第三十七条の改

正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表二中「第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改める。

第三条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表二中「第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改める。

第四条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第六条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第五条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第六条第三項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第六条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第六条第三項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第七条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条削除  
別表第十一号中「特定漁港施設運営高度化推進事業」を「削除」に改める。  
(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十一条第一項の規定により同項に規定する特定漁港施設の貸付けを受けている事業者は、第一条の規定による改正後の漁港漁場整備法第三十七条の二第二項の規定により漁港管理者の認定を受けた者とみなす。  
(政令への委任)  
第七条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法律施行のため、平成十九年度一般会計予算(防衛省所管)に、再編交付金約五十一億円が計上されている。

#### 二、附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十二日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

#### 審査報告書

駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法案

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍等の再編を実現するため、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に

及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

二、再編実施のための日米ロードマップ策定から一年以上経過していることにかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担総額の概算をできる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。

三、再編交付金の交付基準の作成に當たつては、受け入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。

四、在沖縄米海兵隊のグアム移転経費について

は、厳しい財政事情を考慮し、国民の理解を得るために、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することにかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。

五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。

六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留経費負担及びSACO関係経費など、在日米軍の駐留に係る経費負担の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

平成十九年五月二十二日

参議院会議録第二十八号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

## 第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(第四条—第六条)

### 第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

#### 第一節 再編関連振興特別地域の指定(第七条)

##### 第二節 再編関連振興特別地域整備計画(第八条—第九条)

##### 第三節 事業の実施等(第十条—第十三条)

##### 第四節 駐留軍等再編関連振興会議(第十四条)

## 第四章 國際協力銀行の業務の特例(第十六条)

### 第五章 駐留軍等労働者に係る措置(第二十五条)

### 第六章 雜則(第二十六条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現する

ことが、我が国の平和及び安全の維持に資する

とともに、我が国全体として防衛施設の近隣住

民の負担を軽減する上で極めて重要であること

にかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活

の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必

要と認められる防衛施設の周辺地域における住

民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに

当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与

するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の

使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の

住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な

意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転

を促進するための国際協力銀行の業務の特例及

びこれに対する政府による財政上の措置の特例

等を定め、もつて駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く)を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。)をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。)第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。)をいう。

四 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

五 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所

在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

六 駐留軍等の再編の実施に当たっては、こ

れを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよ

う配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

4 駐留軍等の再編に對する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

5 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

6 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

7 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

8 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

9 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

10 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

11 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

12 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

13 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

14 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

15 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

16 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

17 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

18 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

19 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

20 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

21 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

22 駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

## (再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編交付金を交付することができる。

## 第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

## 第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出によ

り、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。)からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。  
二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)  
第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再編関連振興特別地域の基本の方針に関する事項  
二 基幹的な交通施設の整備に関する事項  
三 産業の振興に関する事項  
四 生活環境の整備に関する事項  
五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等(日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいふ。)が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の指定があつたときには、再編関連振興特別地域

の整備に関する計画(以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。)の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとすることは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聽かなければならぬ。

## 特別地域の整備に必要な事項

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

## 第三節 事業の実施等

第十二条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)  
第十三条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく命令を含む)の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものと



越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定

において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 國際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。

5 國際協力銀行法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

(借入金等の限度額)

第二十条 第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する國際協力銀行法第四十五条第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における

借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額(次項において「借入金の限度額」という。)を超える

こととなつてはならない。

2 第十六条第一項の規定による資金の貸付け、

貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証

の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額

を超えることとなつてはならない。

(政府からの資金の貸付け)

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、國

際協力銀行に対し、國際協力銀行法第五条第一項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

(國際協力銀行法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる國際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第五条第三項	第四十一条第一項	第四十一条第一項及び駐留軍再編促進金融業務を除く。)を行うために必要な資金の財源に充てるため、國際協力銀行	第三十条第六項、第三十四条第四項、第三十八条第三項、第三十九条第三項、第四十条第五項及び第四十三条第六項	外務大臣
第五十九条第七号	第五十九条第四号	第二十三条	第五十八条	第五十三条第一項	第五十三条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)	第五十二条及び第五十三条第一項	第五十二条及び第五十三条第一項
第二十七条第一項	外務省令・財務省令	く	同項各号の業務	海外経済協力業務	海外経済協力業務及び駐留軍再編促進金融業務	第四十五条第二項	第四十五条第一項
第十四第二項第一号	、この法律に基づく	、この法律に基づく	同項各号の業務及び駐留軍再編特別措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)	これに	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに	第四十八条	第四十八条

			第五十九条第七号	第五十二条第二項	第五十二条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)	第五十二条及び第五十三条第一項	第五十二条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第五十二条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十四第二項第一号	外務省令・財務省令	く	同項各号の業務	海外経済協力業務	海外経済協力業務及び駐留軍再編促進金融業務	第四十五条第二項	第四十五条第一項	第四十五条第一項

## 2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進

金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十条第五項並びに第五十三条の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項第一号、第五十二条、第五十三条第一項及び第五十九条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

## (駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定を廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

(罰則) 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。

二 第二十条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

## 第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たつては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百七号)第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第六章 雜則  
(省令への委任)  
第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかるらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付について

5 第一項の規定にかかるらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。  
3 前二項の規定にかかるらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日(前項に規定する場合にあつては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかるらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
5 第一項の規定にかかるらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。  
6 第二十三条第一項に規定する国際金融等業務と別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
7 第二十三条第一項に規定する国際金融等業務と別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第六条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
8 第二十三条第一項に規定する国際金融等業務と別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第六条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行政改革推進法」という。)第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法

第二十三条第一項に規定する国際金融等業務と別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第六条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表に次のように加える。  
第四条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項の表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日まで  
の間

一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第一号)第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二 再編関連振興特別地域(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。

三 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。)の作成に関すること。

四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五 同条の規定による再編交付金の交付に関すること。

六 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間

平成十九年五月二十三日 參議院會議錄第二十八号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案 法律案 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三六

四 道路	五 水道	六 下水道	七 義務教育施設
道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条 第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法(昭和二十九年法律第一百六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備

ね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、二酸化炭素の回収・貯留技術の活用による貯留量を排出削減量に算入する場合は、それを踏まえた適切な削減目標を設定するよう努力すること。その際、気候変動枠組条約の究極目的の実現に向けて、中長期的には世界全体の温室効果ガス排出量を半減する必要があることを踏まえて適切に設定するよう努めること。

二、二酸化炭素の回収・貯留技術は中長期的な地球温暖化対策と位置付けられることから、二〇〇八年から約束期間が始まる京都議定書の目標を確実に達成するためにも、省エネルギーの一層の推進、再生可能エネルギーの加速度的な導入、その他都市構造の見直し等による社会経済構造の変革を強力に推進すること。また、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、関係府省の参加の下、そのるべき姿についての総合的な検討を行い、必要な場合は、措置を講ずること。

三、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に当たつては、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する最新の科学的知見を踏まえつつ、藻場、干潟、サンゴ群落等の海洋環境や海洋生物への影響等を個別かつ慎重に検討した上で行うこと。なお、許可の審査に際しては、透明性の確保を図ること。

漏、サンゴ群落等の海洋環境や海洋生物への影響等を個別かつ慎重に検討した上で行うこと。なお、許可の審査に際しては、透明性の確保を図ること。

四、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をした海域の状況の監視については、長期間にわたることが想定されることから、当該許可を受けた者から詳細かつ的確に報告を受けるとともに、政府自らも当該海域の状況を把握し、これらを適切に公表すること。なお、貯留地点からの二酸化炭素の漏洩により海洋環境への影響のおそれが生じた場合にも、速やかに公表すること。

五、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する国際的な議論の場に積極的に参加すること等により、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る監視及び生態影響評価に関する知見を精力的に収集・分析すること。

六、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の適切な方法による実施を確保するため、予算措置を含む適切な措置を講ずることにより、モニタリングや海洋環境影響評価を含め、二酸化炭素の回収・貯留及びその安全性確保についての技術開発及び調査研究を推進すること。

七、二酸化炭素の回収・貯留は新しい地球温暖化対策の技術であることから、本技術についての国民の理解の促進を図ること。また、本技術に関する国際的な動向を十分に注視し、本法の施行後五年を待つことなく、必要に応じて制度の評価、見直しを行うこと。

八、海洋環境保全の重要性にかんがみ、二酸化炭素以外の廃棄物の海洋投入処分については、可能な限りその量を削減し、陸上処分への移行を進めること。また、廃棄物の海洋への不法投棄対策、漂流、漂着ゴミ対策等、海洋環境の保全のための取組について、関係省庁が密接に連携し一丸となつて推進すること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月八日

参議院議長 簿 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

素以外の廃棄物の海洋投入処分については、可能な限りその量を削減し、陸上処分への移行を進めること。また、廃棄物の海洋への不法投棄対策、漂流、漂着ゴミ対策等、海洋環境の保全のための取組について、関係省庁が密接に連携し一丸となつて推進すること。

第一条中「排出すること」の下に「海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること」を加える。

第二条第一項中「廃棄物の排出」の下に「油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄」を加える。

第三条中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の二号を加える。

七の二 海底下廃棄 物を海底の下に廃棄すること(貯蔵することを含む。)をいう。

第三条第十号中「油」の下に「有害液体物質」を加え、「を排出する」を「の排出又は海底下廃棄をする」に改める。

第九条の六に次の二項を加える。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

目次中「第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制(第十一条第一十九条の二の二)」を「第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制(第十八条の七第一十九条の二)」に、「第四

第十条第二項第七号中「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(以下「海洋投棄規制条約」という。)」を「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」に改める。

第十九条を第十八条の四とし、第十九条の二を第十八条の五とし、第十九条の二の二を第十八条の六とする。

第四章の四を第四章の五とする。

第十九条の二十六の見出し中「油、有害液体物質等及び廃棄物」を「油等」に改め、同条第一項中

「油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条において「油等」という。)」を「油等」に改め、同項ただし書中「船舶において」を「船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶において」に改め、同条第五項第一号中「(海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。)」を削る。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止)

第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条、第十九条の二十六及び第五十五条第一項第六号において「油等」という。)の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の

各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄であつて、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に

関し政令で定める基準に従つてするもの

二 二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの(以下「特定二酸化炭素ガス」という。)の海底下廃棄であつて、

次条第一項の許可を受けてするもの

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可)

第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

(請書を環境大臣に提出しなければならない。

二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画

三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況

四 単に「汚染状況の監視」という。に関する計画

五 偽りその他不正の行為により第十八条の八

六 第十八条の十 第環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の八第一項の許可を受けた者(以下「許可廃棄者」という。)に対し、期限を定めて当該海底下廃棄若しくは当該汚染状況の監視につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該海底下廃棄の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

七 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄が、当該許可に係る同条第二項第二号の実施計画(この計画について第十八条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

八 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況

九 第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の取消し

十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

二十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

三十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

四十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

五十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

六十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

七十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

八十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

九十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百二十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百三十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百四十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百五十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百六十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百七十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百八十九 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九〇 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九一 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九二 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九三 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九四 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九五 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九六 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九七 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九八 第十八条の八第一項の許可を受けてしたとき

一百九九 第十八条の八第一項の許可

十八条の八第二項」と、同条第五項中「廃棄物の排出」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」とあるのは「第十八条の十二」とあるのは「第十八条の十一」と、第十条の九第一項中「同条第二項第四号」とあるのは「第十八条の八第二項第三号」と、「廃棄物の排出海域」の「とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する」と、第十条の十第一項中「同条第二項第二号」とあるのは「第十八条の八第二項第二号」と、同条第三項中「及び第十条の八」とあるのは「第十八条の八第二項及び第十八条の九」と、同条第四項中「同条第二項第一号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と読み替えるものとする。

(合併及び分割)

第十八条の十三 許可廃棄者である法人の合併の場合(許可廃棄者である法人と許可廃棄者でない法人が合併する場合において、許可廃棄者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について環境大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可廃棄者の地位を承継する。

第十条の七及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十二

と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と、第十八条の九第三号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。  
(相続)

（指定海域の指定等）  
係る許可廃棄者の地位を承継する。

(海底及びその下の形質の変更の届出及び計画  
変更命令)

るのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

の」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する」と、第十条の十第一項中「同条第二項第

二号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と、同条第三項中「及び第十条の八」とあるのは「第十条の八第二項及び第十八条の九」と、同条第四項中「同条第二項第一号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と読み替えるものとする。

(合併及び分割)

第十八条の十三 許可廃棄者である法人の合併の場合(許可廃棄者である法人と許可廃棄者でない法人が合併する場合において、許可廃棄者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合(当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を

承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について環境大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可廃棄者の地位を承継する。

2 第十条の七及び第十八条の九（第三号に係る部分に限る）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」

と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と、第十八条の九第三号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(相続)

第十八条の十四 許可廃棄者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る海底下廃棄の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が当該許可に係る海底下廃棄の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした第十八条の八第一項の許可は、その相続人に対してものみなす。

3 第十条の七(第三号に係る部分を除く。)及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の一」とあるのは「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

係る許可廃棄者の地位を承継する。  
(指定海域の指定等)

素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しな

4 3 けはならない。  
第一項の指定は、前項の公示によつてその効  
力を生ずる。

環境大臣は海廬の下にある特定二酸化炭素ガスの除去等により、指定海域の全部又は一部

について第一項の指定の事由がなくなつたと認

めるとときは、当該指定海域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(指定海域台帳)

第十九条 環境大臣は、指定海域の台帳（以下この条において「指定海域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

3 指定海域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、指定海域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更令)

第十九条の二 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する行為について、この限りでない。

一 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄に必要な行為

二 第十八条の十の規定による命令に基づく改善措置として行う行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

四 指定海域が指定された際既に着手していた行為

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で



官 報 (号 外)

投票者氏名  
日程第一 映画の盗撮の防止に関する法律案(衆議院提出)

贊成者氏名

二〇〇名

阿部 青木	岩井 浅野	泉 泉	市川 一朗君	有村 愛知
幹雄君	勝人君	信也君	治郎君	司君
正俊君	國臣君	國臣君	光英君	治郎君
大野つや子君	浩美君	清子君	汎英君	治郎君
岡田 直樹君	萩原 健司君	萩原 健司君	大仁田 厚君	秋元
加納 時男君	景山俊太郎君	金田 勝年君	太田 豊秋君	司君
岸 岸	北岡 秀二君	河合 常則君	岡田 広君	秋元
宏一君	倉田 寛之君	岸 仁君	狩野 安君	司君
小林 溫君	小泉 昭男君	木村 仁君	片山虎之助君	秋元
佐藤 昭郎君	坂本由紀子君	岸 信夫君	神取 忍君	司君
世耕 一保君	末松 信介君	北川イッセイ君	片山虎之助君	秋元
田浦 弘成君	田村耕太郎君	鴻池 祥肇君	忍君	司君
裕君 直君	伊達 関口	佐藤 泰三君	大仁田 厚君	秋元
	田中 鈴木	清水嘉与子君	太田 豊秋君	司君
	敬三君 忠一君	孝雄君	岡田 広君	秋元
	直紀君 昌一君	政二君	狩野 安君	司君

參議院會議錄第二十八

投票者氏名

谷川	常田	中原	中川	中島	島田智哉子君
秀善君	享詳君	爽君	雅治君	啓雄君	
二之湯	智君				
野上浩太郎君					
橋本	聖子君				
藤井	基之君				
保坂	三藏君				
松田	岩夫君				
松村	龍二君				
水落	敏栄君				
矢野	哲朗君				
山下	英利君				
山本	一太君				
吉村剛太郎君					
脇	雅史君				
浅尾慶一郎君					
伊藤	基隆君				
犬塚	直史君				
江田	五月君				
尾立	源幸君				
加藤	敏幸君				
木俣	佳丈君				
大久保	勉君				
北澤	俊美君				
郡司	彰君				
小林	元君				
櫻井	充君				

主濱 了君  
田名部匡省君  
千葉 景子君  
津田弥太郎君  
角田 義一君  
那谷屋正義君  
直嶋 正行君  
白 眞熟君  
広田 一君  
広野ただし君  
藤木 健三君  
藤原 正司君  
前田 武志君  
松井 孝治君  
松下 新平君  
水岡 俊一君  
森 ゆうこ君  
柳澤 光美君  
蓮 舟君  
渡辺 秀央君  
加藤 修一君  
木庭健太郎君  
魚住裕一郎君  
山下八洲夫君  
白浜 一良君  
谷合 正明君  
西田 実仁君  
浜四津敏子君  
山本 保君  
松 あきら君  
山下 栄一君

渡辺	高鳴	良充	君	鈴木	高鳴	良充	君	内藤	富岡	由紀夫	君	辻	泰弘	マルティ	君
山本	山口	那津	男君	山本	山口	那津	男君	澤	高野	遠山	浜田	昌良	君	和夫	君
	香苗	君						雄二	君	昶	君	君	祐司	君	哲郎
	孝男	君						和	木	荒木	浮島	とも子	君	輝彦	君
								峰	嶠	山根	柳田	和田	ひろ子	君	治君
								築	瀬	柳田	增子	前川	清成	君	君
								進	君	円	祐	祐司	君	中和	歌子
								直	樹	元	藤本	福山	祐	正光	君
								樹	君	前	藤本	福山	祐	君	西岡
								君	君	川	祐	祐	祐	君	武大
								君	君	前	祐	祐	祐	君	君

平成十九年五月二十三日 参議院会議録第二十八号 投票者氏名

官 報 (号外)

平成十九年五月二十三日

參議院会議録第二十八号

投票者氏名

主 濱	了 君	鶴 保	段 本	幸 男 君	常 田	中 川	雅 治 君	田 名 部 匡 省 君	高 嶋	良 充 君
		庸 介 君			中 岩	中 川	義 雄 君	千 葉 景 子 君	辻 ピ ノ マ ル テ イ 君	
		爽 君			中 岩	中 川	啓 雄 君	津 田 弥 太 郎 君	今 泉	
			二 之 湯	智 君	中 岩	中 川	博 彦 君	那 谷 屋 正 義 君	昭 君	
		野 上 浩 太 郎 君			中 岩	中 川	英 利 君	直 鳴	正 行 君	
		中原 爽 君			中 岩	中 川	芳 正 君	富 岡 由 紀 夫 君	白 君	
					中 岩	中 川	哲 郎 君	西 岩	武 夫 君	
		橋 本	聖 子 君		中 岩	中 川	英 利 君	久 美 子 君	林 久 美 子 君	
		藤 井	基 之 君		中 岩	中 川	芳 正 君	廣 中 和 歌 子 君	廣 中 和 歌 子 君	
		保 坂	三 藏 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	正 光 君	高 嶋 良 充 君	
		松 田	岩 夫 君		中 岩	中 川	英 利 君	辻 ピ ノ マ ル テ イ 君	辻 ピ ノ マ ル テ イ 君	
		松 村	龍 二 君		中 岩	中 川	芳 正 君	泰 弘 君	今 泉	
		水 落	敏 栄 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	長 谷 川 憲 正 君	昭 君	
		矢 野	哲 朗 君		中 岩	中 川	英 利 君	那 谷 屋 正 義 君	白 君	
		山 下	英 利 君		中 岩	中 川	芳 正 君	直 鳴	正 行 君	
		山 本	一 太 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	富 岡 由 紀 夫 君	林 久 美 子 君	
		吉 村	剛 太 郎 君		中 岩	中 川	英 利 君	西 岩	武 夫 君	
		脇	雅 史 君		中 岩	中 川	芳 正 君	内 藤	正 光 君	
		伊 藤	基 隆 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	辻 ピ ノ マ ル テ イ 君	辻 ピ ノ マ ル テ イ 君	
		浅 尾	慶 一 郎 君		中 岩	中 川	英 利 君	今 泉	昭 君	
		山 本	順 三 君		中 岩	中 川	芳 正 君	鈴 木	陽 悅 君	
		若 林	正 俊 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	島 戸 安 伊 子 君	島 戸 安 伊 子 君	
		山 内	俊 夫 君		中 岩	中 川	英 利 君	高 嶋 良 充 君	高 嶋 良 充 君	
		山 本	え 里 い 子 君		中 岩	中 川	芳 正 君	近 藤	正 道 君	
		山 本	順 三 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	潤 上	貞 雄 君	
		足 立	信 也 君		中 岩	中 川	英 利 君	後 藤	博 子 君	
		朝 曜	俊 弘 君		中 岩	中 川	芳 正 君	田 村	秀 昭 君	
		柳 澤	光 美 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	荒 井	廣 幸 君	
		山 下	八 洲 夫 君		中 岩	中 川	英 利 君	倉 田	寛 之 君	
		蓮	舫 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泉	昭 男 君	
		渡 辺	秀 央 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		大 塚	正 光 君		中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		大 塚	敏 夫 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		喜 納	昌 吉 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		神 本	美 恵 子 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		下 田	芝		中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤	佐 藤		中 岩	中 川	哲 郎 君	小 泊	正 勝 君	
		小 林	正 夫 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	秀 二 君	
		北 澤	俊 美 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		加 藤	敏 幸 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		木 侯	佳 丈 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	秀 二 君	
		大 久 保	勉 君		中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		加 藤	修 一 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		木 庭	健 太 郎 君		中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		白 浜	一 良 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		谷 合	正 明 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		浜 田	実 仁 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		浜 四 津 敏 子 君			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		高 野	遠 山		中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		高 野	澤 雄 二 君		中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		浜 田	博 師 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		山 本	香 苗 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		山 本	昌 秀 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		渡 辺	孝 男 君		中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		山 本	昌 秀 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		鰐 渊	洋 子 君		中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤	寬 君		中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		鈴 木	芝		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤	敦 子 君		中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		泰 介 君			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		正 夫 君			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		昌 吉 君			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		喜 納			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		工 藤	堅 太 郎 君		中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		正 夫 君			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		昌 吉 君			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	佐 藤	泰 三 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	鴻 池	祥 肇 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	小 泊	正 勝 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	哲 郎 君	岸 信 夫 君	岸 信 夫 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	英 利 君	北 岡	イ ッセイ 君	
		佐 藤			中 岩	中 川	芳 正 君	秀 二 君	秀 二 君</	

平成十九年五月二十三日

參議院會議錄第二十八號

日程第五 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する 特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)		賛成者氏名	反対者氏名	○名
吉村剛太郎君	若林 正俊君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	一一二名
脇 雅史君	森 ゆうこ君	青木 幹雄君	秋元 司君	
伊藤 基隆君	柳澤 光美君	泉 信也君	市川 一朗君	
犬塚 直史君	蓮 舶君	有村 治子君	岩城 光英君	
浅尾慶一郎君	山下八洲夫君	山根 隆治君	峰崎 直樹君	
江田 五月君	和田ひろ子君	柳田 篤瀬君	柳田 稔君	
足立 信也君	荒木 清寛君	山根 隆治君	峰崎 直樹君	
大久保 勉君	浮島とも子君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	
加藤 敏幸君	木庭健太郎君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	
木俣 佳丈君	浜四津敏子君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	
北澤 俊美君	白浜 一良君	鷹野 勝人君	鷹野 勝人君	
郡司 彰君	喜納 昌吉君	佐藤 国臣君	佐藤 国臣君	
小林 元君	工藤堅太郎君	岩井 浅野君	岩井 浅野君	
櫻井 充君	芝 博一君	小林 正夫君	小林 正夫君	
島田智哉子君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	
主濱 了君	下田 敦子君	鈴木 寛君	鈴木 寛君	
田名部匡省君	高嶋 良充君	芝 博一君	芝 博一君	
千葉 景子君	辻 泰弘君	井上 哲士君	井上 哲士君	
津田弥太郎君	内藤 正光君	渡辺 孝男君	渡辺 孝男君	
角田 義一君	富岡由紀夫君	山本 香苗君	山本 香苗君	
那谷屋正義君	辻 泰弘君	山本 保君	山本 保君	
直嶋 正行君	内藤 正光君	山下 栄一君	山下 栄一君	
白 真勲君	小池 晃君	松 あきら君	松 あきら君	
広田 一君	大門美紀史君	荻原 健司君	荻原 健司君	
広野ただし君	吉川 春子君	河合 常則君	河合 常則君	
藤末 健三君	近藤 正道君	金田 勝年君	金田 勝年君	
前田 武志君	渕上 貞雄君	岸 宏一君	岸 宏一君	
藤原 正司君	後藤 博子君	岸 信夫君	岸 信夫君	
松井 孝治君	長谷川憲正君	木村 仁君	木村 仁君	
新平君	島尻安伊子君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	
円 より子君	増子 輝彦君	佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君	
	藤本 祐司君	坂本由紀子君	坂本由紀子君	
	前川 清成君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	
	松岡 陽悦君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	
	今泉 昭君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	
	鈴木 陽悦君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	
竹山 裕君	田浦 世耕	椎名 一保君	椎名 一保君	
	田浦 世耕	末松 信介君	末松 信介君	
	田浦 世耕	弘成君	弘成君	
武見 敏三君	田中 関口	鈴木 政二君	鈴木 政二君	
	田中 関口	昌一君	昌一君	
	田中 関口	清水嘉与子君	清水嘉与子君	
	鰐淵 洋子君	山本 保君	山本 保君	
	鰐淵 洋子君	山本 保君	山本 保君	
	鰐淵 洋子君	山下 栄一君	山下 栄一君	
	鰐淵 洋子君	松 あきら君	松 あきら君	
	鰐淵 洋子君	山本 保君	山本 保君	
	鰐淵 洋子君	西田 実仁君	西田 実仁君	
	鰐淵 洋子君	白浜 一良君	白浜 一良君	
	鰐淵 洋子君	加藤 修一君	加藤 修一君	
	鰐淵 洋子君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	
	鰐淵 洋子君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	
	鰐淵 洋子君	高野 博師君	高野 博師君	
	鰐淵 洋子君	澤 雄二君	澤 雄二君	
	鰐淵 洋子君	遠山 清彦君	遠山 清彦君	
	鰐淵 洋子君	高野 博師君	高野 博師君	
	鰐淵 洋子君	山本 香苗君	山本 香苗君	
	鰐淵 洋子君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	
	鰐淵 洋子君	高野 博師君	高野 博師君	
	鰐淵 洋子君	島尻安伊子君	島尻安伊子君	

官 報 (号 外)

反対者氏名

足立	信也君	浅尾慶一郎君
朝日	俊弘君	伊藤 基隆君
家西	悟君	犬塚 直史君
岩本	司君	江田 五月君
小川	敏夫君	尾立 源幸君
大石	正光君	大久保 勉君
大塚	耕平君	加藤 敏幸君
喜納	昌吉君	木俣 佳丈君
神本	美恵子君	北澤 俊美君
工藤堅	太郎君	郡司 彰君
小林	正夫君	小林 元君
佐藤	泰介君	櫻井 充君
芝	博一君	島田智哉子君
下田	敦子君	主演 了君
鈴木	寛君	田名部匡省君
辻	高嶋 良充君	千葉 景子君
辻	泰弘君	角田 義一君
富岡	由紀夫君	那谷正義君
内藤	正光君	直嶋 正行君
西岡	武夫君	津田弥太郎君
福山	哲郎君	林 久美子君
藤本	祐司君	廣中和歌子君
前川	清成君	廣野ただし君
増子	輝彦君	松下 新平君
松岡	徹君	水岡 俊一君
峰崎	直樹君	森 ゆうこ君

八八名

築瀬  
進君

柳澤光美君

神取忍君

河合常則君

協  
雅史君

足立  
言也君

日程第六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一九〇名

吉村剛太郎君	岸	河合	常則君
山本	北岡	秀二君	宏一君
山下	倉田	寛之君	小泉
松村	佐藤	昭郎君	小林
水落	坂本由紀子君	惟名	惟名
矢野	田浦	一保君	末松
保坂	田浦	信介君	世耕
橋本	田浦	弘成君	世耕
藤井	田浦	直君	谷川
基之君	中島	裕君	秀善君
三藏君	中原	享詳君	常田
岩夫君	中島	啓雄君	雅治君
龍二君	二之湯	智君	中川
敏栄君	野上浩太郎君	爽君	中島
哲朗君	橋本	聖子君	竹山
英利君	藤井		谷川
一大君	松田		常田

峰崎	伊藤	浅尾慶一郎君
円	基隆君	犬塚
直樹君	直史君	江田
増子	源幸君	五月君
松岡	敏幸君	尾立
徳君	木俣	大久保
より子君	佳丈君	勉君
前川	小林	加藤
清成君	北澤	俊美君
輝彦君	佐藤	郡司
祐司君	元君	彰君
廣中和歌子君	敦子君	下田
内藤	寛君	鈴木
辻	良充君	高嶋
富岡由紀夫君	泰弘君	芝
西岡	正光君	博一君
武夫君	林	敦子君
久美子君	前川	高嶋
祐司君	清成君	辻
藤本	輝彦君	高嶋
福山	哲郎君	辻
増子	廣中和歌子君	富岡由紀夫君
松岡	内藤	西岡
徳君	正光君	武夫君
より子君	林	久美子君

## 官報(号外)

築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	蓮 紗君
和田ひろ子君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	浮島とも子君
風間 裕君	澤 雄二君
澤 雄二君	高野 博師君
遠山 清彦君	浜田 昌良君
西田 実仁君	浜田四津敏子君
谷合 正明君	松 あきら君
西田 実仁君	山下 栄一君
浜田 昌良君	山本 保君
浜田 四津敏子君	鰐淵 洋子君
高野 博師君	近藤 正道君
遠山 清彦君	渕上 貞雄君
澤 雄二君	後藤 博子君
澤 雄二君	長谷川憲正君
高野 博師君	今泉 昭君
遠山 清彦君	鈴木 陽悦君
澤 雄二君	井上 哲士君
澤 雄二君	市田 忠義君
高野 博師君	紙 智子君
遠山 清彦君	小林美恵子君
澤 雄二君	仁比 聰平君

舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年五月十四日

井上 哲士

参議院議長 扇 千景殿

舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問主意書

書

小学校、中学校、高校の学校現場で行われている舞台芸術鑑賞教室は、演劇団体、音楽団体の努力によつて進められ、すべての子どもに舞台芸術を鑑賞する機会を保障する重要な役割を果たしてきました。しかし、舞台芸術鑑賞教室は減少しており、その活動は困難に陥つてゐる。子どもたちの豊かな成長を図つていく上で、情操教育の一環として鑑賞教室の一層の充実が必要であるとの観点から、以下質問する。

一 子どもの豊かな心や感性をはぐくむ上で、舞台芸術に触れる機会を充実させることが必要であり、学校での鑑賞教室は、すべての子どもたちに舞台芸術の鑑賞機会を保障するものとして重要な位置を占めている。政府の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、「学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要」、「優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る」と示されている。そのためにも、学校教育の上で芸術鑑賞教室の位置付けを高め、少なくとも年一回、すべての子どもたちに舞台芸術鑑賞の機会を保

障すべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

二 鑑賞教室が減少していることは、日本劇団協議会、日本児童・青少年演劇團協同組合の調査からも明らかとなつてゐる。

1 鑑賞教室が減少していることについて、政府の認識を示されたい。

2 平成十六年六月二日の衆議院文部科学委員会において、我が党の石井郁子議員が鑑賞教室の減少を指摘したことに対して、政府は、

「実際のそういう公演が、かつてあつたものがどんどん下がつておるとかいうような実態があれば、これはやはり心配なことでありますから、十分調査の上、対応を図つてしまいたい」旨の答弁を行つた。その後、調査は進めているのか。進めている場合は、その概要を示されたい。また、進めていない場合は、全国的な調査を行つて対応すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

平成十九年五月二十二日 内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 扇 千景殿  
参議院議員井上哲士君提出舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び三について 参議院議員井上哲士君提出舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問に対する答弁書

三 日本劇団協議会の調査によれば、鑑賞教室を開催する上で最大の障害になつているのは、「費用負担が大きい」ことである。児童負担の軽減から考えると、鑑賞教室への公的助成の充実が必要となつてゐる。文化庁は、「本物の舞台芸術体験事業」を行つてゐるが、その実施率は、全国の小学校の二・二パーセント、中学校の一・六二パーセント、高校の〇・八九パーセントにすぎず、全国で芸術団体が行つてゐる大半の活動は、「本物の舞台芸術体験事業」の対象とならない。また、平成十九年度予算では、高校が「本物の舞台芸術体験事業」の対象から外

ているほか、芸術文化振興基金の学校巡回などの助成は減少している状況である。  
こうした中、芸術文化振興基金を始め、芸術団体への公的助成を強めるべきだと考えるが政府の見解を示されたい。また、地方自治体が鑑賞教室への助成を削減しないよう指導すべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

文化庁としては、次代を担う子どもたちがこれまで舞台芸術に触れる機会を提供することは重要であると認識しており、国が学校において子どもたちに舞台芸術の鑑賞機会等を提供する本物の舞台芸術体験事業、独立行政法人日本芸術文化振興会による芸術文化振興基金を活用した学校における舞台芸術公演事業への助成等の拡充に努めているところである。今後とも、厳しい財政状況を踏まえつつ、子どもたちが学校を始めとする様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう努めてまいりたいと考えている。

官 報 (号 外)

また、地方公共団体による学校における舞台芸術鑑賞機会の確保については、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成十九年二月九日閣議決定。以下「方針」という。)において、文化芸術の振興に当たっては、国民の生活に近い地方公共団体が高い専門性と知識を備え、主たる役割を担うことが期待されるとされていることから、文化庁においては、方針の各地方公共団体への周知を図っているところである。

二の1及び2について

文化庁の委嘱を受けた社団法人日本劇団協議会が平成十六年三月に実施した学校における舞台芸術鑑賞教室の開催状況等の調査の結果においては、平成十一年と平成十五年との比較において、学校における舞台芸術鑑賞教室の実施率が減少していると報告されているものと承知している。

文化庁としては、更なる調査について、今後、その内容及び方法を検討してまいりたいと考えている。

官 報 (号 外)

明治二十九年五月三日  
郵便物認可

平成十九年五月二十三日 参議院会議録第二十八号

発行所	二東京一 独番京都五〇 立四都港五 行政區八四 法人虎ノ四 國立門四五 印丁五 刷局目
電話	03 (3587) 4294
定価	(本体 二二〇円) 一部